

市道港頭中央1号線
ライトアップ事業業務委託
仕 様 書

高 松 市
都市整備局都市計画課

1 総則

(1) 業務の目的

本業務は、市道港頭中央1号線においてライトアップ事業を実施することにより、中心市街地における魅力的な夜間景観を形成し、夜型観光の推進や新たににぎわいを創出することを目的とするものです。

(2) 業務の概要

- ア 業務名 市道港頭中央1号線ライトアップ事業業務委託
- イ 業務の履行場所 高松市サンポート地内（下図参照）
- ウ 履行期間 契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで
本案件は、予算繰越について市議会の議決のほか、必要に応じ国・県の補助金等の繰越に係る所要の手続きを経た後、令和8年5月20日（水）まで延長予定



(3) 業務の内容

本業務は、「高松市中心市街地夜間景観ガイドライン」に基づくモデル的事业であり、クリスマスなど大型イベント開催時と平常時を切り替える段階的な照度制御や配光特性についても考慮し、以下の①～③について、事業者の専門的知見を踏まえた提案を求めるものです。

照明器具の恒久設置にあたっては、公共空間における耐久性、地域特性、維持管理性及び第三者への影響防止の観点についても提案を求めます。

また、可能な限り、現存街路灯の有効活用についても検討してください。

なお、業務の実施にあたっては、発注者と十分に打合せを行い、承認を得たうえで
行うこと。

- ① 照明計画書の立案
- ② 照明設備の調達、設置及び監修
- ③ 維持管理マニュアルの作成

(4) 必要書類について

業務実施にあたっては、必要となる協議資料や申請資料等の作成も行うこと。

必要書類については、次のとおりとする。

項 目	仕 様
① 報告書	(A4) 両面印刷
② 設置機器の仕様書	
③ 写真データ	
④ 電子媒体	報告書等の電子データ及び本業務で 撮影した写真データ
⑤ その他、発注者が指示するもの	

①成果品の審査

受注者は、業務完了前に発注者の成果品の審査を受けなければならない。また、受注者は、成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、直ちに訂正しなければならない。業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受注者は、直ちに当該業務の修正を行わなければならない。

②納入場所

報告書等の納入場所は高松市都市整備局都市計画課とする。

③納入形態

報告書等は紙媒体及び電子媒体(CD-R等)とする。電子媒体は最新のウイルスセキュリティソフトで検査したものを納入すること。電子媒体での提供が困難な場合は別途協議を行うこと。

(5) 業務の完了

本業務は、成果品審査に合格後、本仕様書に指定された成果品一式を納品し、発注者の検査を持って、業務完了とする。

(6) 法令等の遵守

受注者は、事業の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

(7) 業務の委任

本業務の全部を一括して委任し、若しくは請け負わせることはできない。ただし、業務を効果的に行う上で必要と思われる業務については、発注者と協議の上、その一部を委託することができる。

(8) 業務の補償

業務の遂行に当たっては、十分な注意を払うこととし、明らかな瑕疵で市に損害を与えた場合は、その損害額を補償しなければならない。

(9) 損害賠償

受注者は、本業務実施中に生じた諸事故に対して、一切の責任を負い、発注者に発生原因、経過及び被害の内容を速やかに報告するものとする。また、損害賠償等の請求があった場合は、一切を受注者において処理するものとする。

(10) 諸手続

本業務履行のため必要な、関係官公庁その他に対する諸手続は、原則として受注者において処理しなければならない。なお、手続において費用が発生した場合は、受注者の負担とする。

(11) 参考資料の貸与

発注者は、事業の遂行に必要な関係資料等を、所定の手続によって貸与するが、受注者は、その取扱い及び保管を慎重に行い、業務上必要であっても発注者の承諾なくして複製してはならない。

また、業務完了後、速やかに発注者へ貸与された資料を返納するものとし、破損並びに滅失、盗難等のないように慎重に取扱わなければならない。

(12) 参考文献等の明記

文献その他の資料を引用した場合は、著作権侵害等の問題を生じないよう、然るべき手続を踏んだ上でその文献名又は資料名等を明記すること。

(13) 不当要求行為排除

受注者は、「高松市発注の建設工事等の契約に係る暴力団等排除措置要綱」に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

ア 暴力団等（暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）、暴力団関係者（暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員以外の者で、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同法第２条第１号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）その他不当要求行為を行う全ての者をいう。以下「暴力団等」という。）から不当要求行為（不当又は違法な要求その他この契約の適正な履行を妨げる一切の不当又は違法な行為をいう。以下「不当要求行為」という。）を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに市に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

イ 暴力団等から不当要求行為による被害を受けた場合は、速やかに市に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。

ウ 受注者の下請業者が暴力団等から不当要求行為を受け、又は不当要求行為による被害を受けた場合は、受注者に報告するよう下請業者を指導すること。また、下請業者から報告を受けたときは、発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

(14) 適正な労働条件の確保

労働関係法規を遵守及び適正な労働条件の確保に関しては、次によること。なお、（オ）以外は法定事項である。

ア 所定労働時間については、労働基準法に基づき、工事の施工や業務の実施に当たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休２日制の導入や１日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週４０時間（特例措置の適用を受ける事業にあっては、週４４時間）を遵守すること。また、時間外、休日及び深夜（午後１０時から翌日の午前５時まで）に、労働させた場合においては、同法に定める率の割増賃金を支払うこと。

イ 雇入れの日から起算して６か月間継続勤務し、全労働日の８割以上出勤した労働者に対して、最低１０日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイム労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。

ウ 労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。

エ 賃金は毎月１回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。支払の遅延等の事態が起こらないよう十分配慮すること。

オ 労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。

カ （ア）から（オ）までに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守すること。

(15) 市の内部公益通報制度

売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し専ら当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思料するときは、市の内部公益通報制度により通報することができます（同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出（原則として提出者の氏名を明らかにする必要があります。）⇒メールアドレス：naibu.tuho.shinsakai@dune.ocn.ne.jp 書面提出の場合の宛先：総務局コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会）。

※ 市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則（いずれも総務局コンプライアンス推進課所管）は、契約監理課ホームページに掲載しています。

(16) 「業務に関し不正又は不誠実な行為」に該当する行為を例示する告示の公表

平成24年6月1日から、高松市指名停止等措置要綱の別表の措置要件第26号にある「業務に関し不正又は不誠実な行為」について、これに該当する行為を例示する告示を下記のとおり定め公表しています。御留意ください。

高松市指名停止等措置要綱別表第26号を適用し指名停止をする場合の運用基準(抄)

- | |
|--|
| <p>1 要綱別表第26号の「不正又は不誠実な行為」とは、中央公共工事契約制度運用連絡協議会による「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの運用申合せ」の例によるもののほか、有資格業者である個人又は有資格業者の役員若しくは使用人の、その業務に関する次に掲げる行為その他の著しく信頼関係を損なう行為をいう。</p> <p>(1) 予定価格、最低制限価格等の秘密情報の提供を要求する行為等入札の公正を害すべき行為</p> <p>(2) 入札に参加するに際し担当職員の指示に従わない等入札の秩序を乱す行為</p> <p>(3) 監督又は検査の実施に当たり市職員の職務執行を妨げる行為</p> <p>(4) 市職員に対する脅迫的な言動又は暴力的な行為</p> <p>(5) 執拗な抗議等を行い、市職員の執務を妨害する行為</p> <p>(6) 暴力団等から不当要求行為を受けた場合の報告義務違反</p> <p>(7) 市職員による経理上の不正又は不当な行為への関与</p> |
|--|

(17) 成果品の帰属

本業務の成果品（委託業務の履行の過程で作成された資料・記録等を含む。）は全て発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく成果品等を公表又は貸与してはならない。

(18) 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について疑義を生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者で協議の上、これを定める。